

宮城県福祉サービス第三者評価基準（保育所版）の改正方針について（案）

1 内容

令和5年2月22日付けで幼保連携型認定こども園版及び地域型保育事業版の評価基準について設定通知を発出したところだが、上記2つの内容を一部反映させるため、保育所版の評価基準について所要の改正を行うもの。

2 保育所版の評価基準の改正方針

保育所版を基に新たに評価基準（幼保連携型認定こども園版及び地域型保育事業版）を設定したところだが、今般の改正にあたっては、前述の2つの評価基準で示された内容の一部を保育所版に盛り込むこととしたい。

なお、幼保連携型認定こども園版及び地域型保育事業版の施行時期と合わせるため、令和5年度から施行することとしたい。

※改正内容

「保育所版」の共通評価項目

・大項目Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

中項目1 記載の「利用者」 → 「利用者（子ども・保護者）」に変更

小項目（1） 記載の「利用者」 → 「利用者（子ども）」に変更

・大項目Ⅲ

中項目1

小項目（3） 記載の「利用者」 → 「利用者（子ども・保護者）」に変更

連番号33 記載の「利用者」 → 「利用者（子ども・保護者）」に変更

判断基準a)b)c) 記載の「利用者」 → 「利用者（子ども・保護者）」に変更

・大項目Ⅲ

中項目1

小項目（4） 記載の「利用者」 → 「利用者（保護者）」に変更

3 改正対象評価基準

保育所版（共通評価のみ）

4 設定スケジュール（予定）

令和5年3月 第3回委員会での審議・各委員の意見を反映・改正通知発出

令和5年4月1日 改正基準施行